

平成 30 事務年度における相続税の調査等の状況

令和元年12月
関東信越国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況
- 2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する調査状況
- 2 海外資産関連事案に対する調査状況
- 3 贈与税に対する調査状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 平成 30 事務年度における相続税の実地調査の状況

(1) 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成 28 年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は 1,763 件（平成 29 事務年度 1,843 件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は 1,449 件（平成 29 事務年度 1,521 件）で、非違割合は 82.2%（平成 29 事務年度 82.5%）となっています。

(2) 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は 491 億円（平成 29 事務年度 510 億円）で、実地調査 1 件当たりでは 2,785 万円（平成 29 事務年度 2,767 万円）となっています。

(3) 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等が 191 億円（平成 29 事務年度 189 億円）、有価証券が 52 億円（平成 29 事務年度 63 億円）、土地が 51 億円（平成 29 事務年度 55 億円）となっています。

(4) 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は 97 億円（平成 29 事務年度 107 億円）で、実地調査 1 件当たりでは 550 万円（平成 29 事務年度 581 万円）となっています。

(5) 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は 355 件（平成 29 事務年度 373 件）、賦課割合は 24.5%（平成 29 事務年度 24.5%）となっています。

➤ 相続税の調査実績

事務年度等 項 目			平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数		件 1,843	件 1,763	% 95.7
②	申告漏れ等の非違件数		件 1,521	件 1,449	% 95.3
③	非違割合 (②／①)		% 82.5	% 82.2	ポイント ▲ 0.3
④	重加算税賦課件数		件 373	件 355	% 95.2
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)		% 24.5	% 24.5	ポイント 0.0
⑥	申告漏れ課税価格(※)		億円 510	億円 491	% 96.3
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象		億円 119	億円 112	% 94.1
⑧	追 徴 税 額	本税	億円 91	億円 83	% 91.2
⑨		加算税	億円 16	億円 14	% 87.5
⑩		合計	億円 107	億円 97	% 90.7
⑪	1 実 件 地 当 調 た り 査	申告漏れ 課税価格(※) (⑥／①)	万円 2,767	万円 2,785	% 100.7
⑫		追徴税額 (⑩／①)	万円 581	万円 550	% 94.7

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 平成 30 事務年度における相続税の簡易な接触の状況

➤ 相続税の簡易な接触の状況

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施し、適正申告の確保に努めています。

平成 30 事務年度における簡易な接触の件数は 1,816 件（平成 29 事務年度 2,220 件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は 1,008 件（平成 29 事務年度 1,309 件）で、この割合は 55.5%（平成 29 事務年度 59.0%）となっています。

➤ 相続税の簡易な接触の事績

事務年度等		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
項 目				
①	簡易な接触件数	件 2,220	件 1,816	% 81.8
②	申告漏れ等の非違件数	件 518	件 429	% 82.8
③	回答等の件数 (注 1)	件 791	件 579	% 73.2
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	件 1,309	件 1,008	% 77.0
⑤	非違及び回答等の割合 (④／①)	% 59.0	% 55.5	ポイント ▲3.5
⑥	申告漏れ課税価格	百万円 11,372	百万円 7,641	% 67.2
⑦	追徴税額	百万円 725	百万円 450	% 62.1
⑧		百万円 69	百万円 39	% 56.5
⑨		百万円 794	百万円 489	% 61.6
⑩	1 簡 件 易 当 納 た 税 接 額 触	千円 申告漏れ課税価格 (⑥／①) (注 2) 5,123	千円 4,208	% 82.1
⑪		千円 追徴税額 (⑨／①) 358	千円 269	% 75.1

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前 3 年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

Ⅱ 調査に係る主な取組

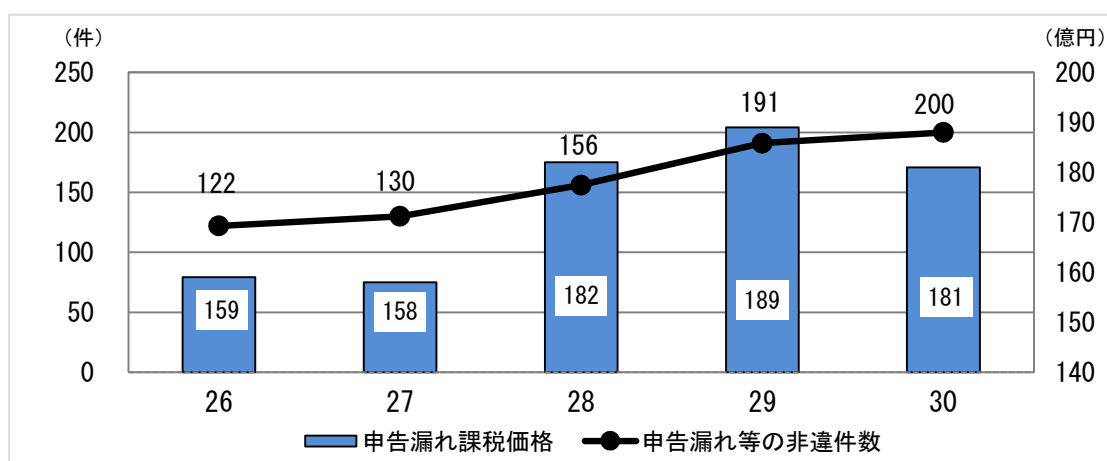
1 無申告事案に対する調査状況

- 無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、国税局では資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。
- 平成30事務年度においては、無申告事案に対する実地調査を228件（前年対比105.1%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があったものは200件（同104.7%）、追徴税額の総額は1,467百万円（同86.7%）となっています。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

事務年度等			平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
項 目					
①	実地調査件数		件 217	件 228	% 105.1
②	申告漏れ等の非違件数		件 191	件 200	% 104.7
③	非違割合 (②／①)		% 88.0	% 87.7	ポイント ▲0.3
④	申告漏れ課税価格		億円 189	億円 181	% 95.8
⑤	追徴 税 額	本税	百万円 1,371	百万円 1,170	% 85.3
⑥		加算税	百万円 322	百万円 297	% 92.2
⑦		合計	百万円 1,693	百万円 1,467	% 86.7
⑧	1 実 件 地 当 調 た り 査	申告漏れ課税価格 (④／①)	万円 8,710	万円 7,939	% 91.1
⑨		追徴税額 (⑦／①)	万円 780	万円 643	% 82.4

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する調査状況

- 納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、相続税調査の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外資産の把握に努めています。
- 平成30事務年度においては、海外資産関連事案に対する実地調査を196件（前年対比91.6%）実施しました。このうち、海外資産に係る申告漏れ等の非違があった件数は16件（同80.0%）、海外取引等に係る申告漏れ課税価格は351百万円（同74.7%）となっています。

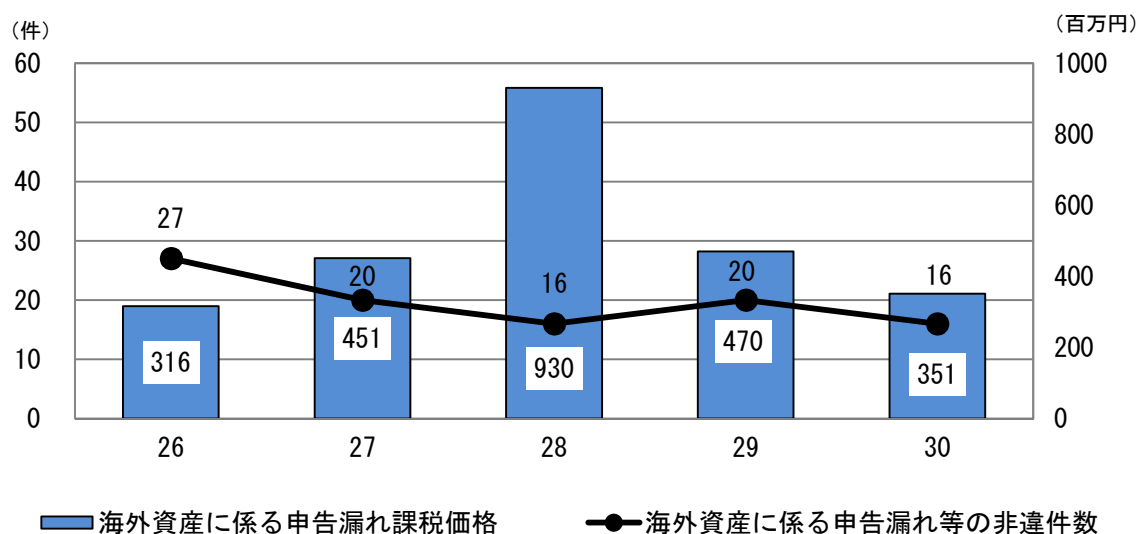
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

事務年度等 項 目		平成29事務年度		平成30事務年度		対前事務年度比	
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	214 件		196 件		91.6 %	
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	168	20 件	137	16 件	81.5	80.0 %
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	34	2 件	24	0 件	70.6	0.0 %
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	4,608	470 百万円	3,761	351 百万円	81.6	74.7 %
⑤	④のうち重加算税賦課対象	1,067	103 百万円	533	0 百万円	50.0	0.0 %
⑥	非 違 1 件 当 た り の 申告漏れ課税価格（④／②）	2,743	2,350 万円	2,745	2,194 万円	100.1	93.4 %

（注） 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産関連事案に係る申告漏れ課税価格の推移



3 贈与税に対する調査状況

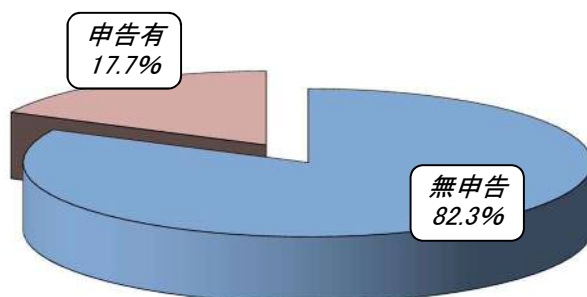
- 国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するために、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、本事務年度も積極的に贈与税の調査を実施しています。
- 平成 30 事務年度においては、贈与税事案に対する実地調査を 517 件（前年対比 89.0%）実施しました。このうち、申告漏れ等の非違があった件数は 487 件（同 90.2%）、追徴税額の総額は 1,182 百万円（同 252.0%）となっています。

○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

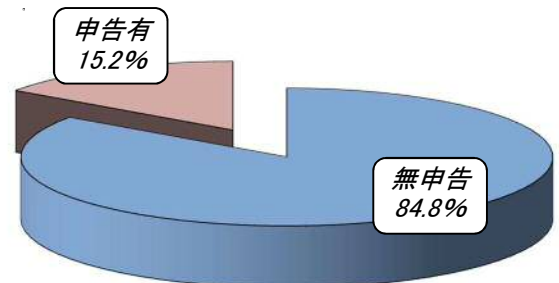
事務年度等		平成29事務年度	平成30事務年度	対前事務年度比
項 目				
①	実地調査件数	581 件	517 件	89.0 %
②	申告漏れ等の非違件数	540 件	487 件	90.2 %
③	申告漏れ課税価格	2,110 百万円	3,298 百万円	156.3 %
④	追徴税額	469 百万円	1,182 百万円	252.0 %
⑤	¹ 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	363 万円	638 万円	175.8 %
⑥	追徴税額 (④/①)	81 万円	229 万円	282.7 %

○ 調査事績に占める無申告事案の状況（平成 30 事務年度）

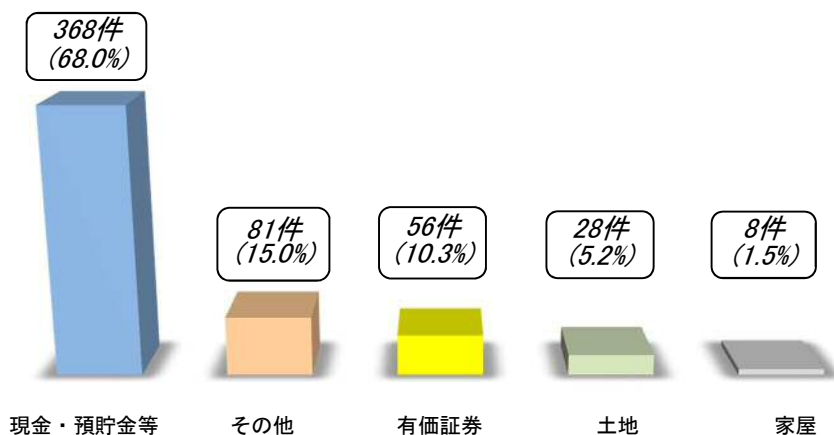
(1) 申告漏れ等の非違件数の状況



(2) 申告漏れ課税価格の状況



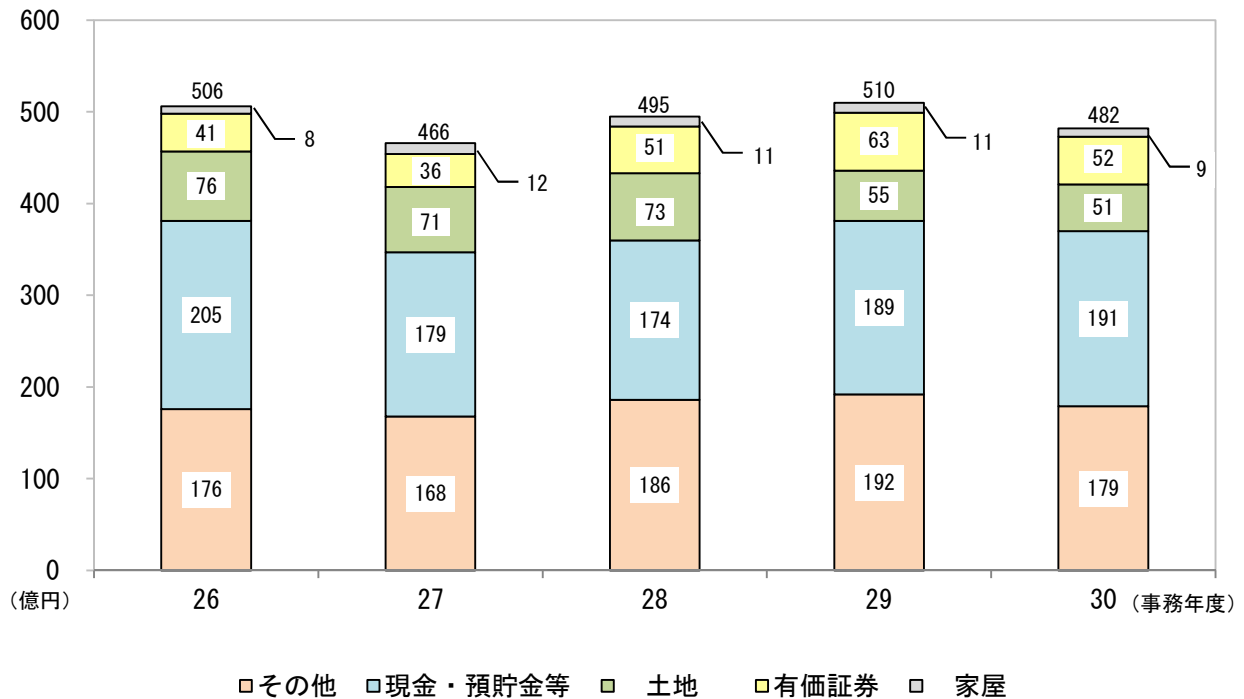
○ 調査事績に係る財産別非違件数（平成 30 事務年度）



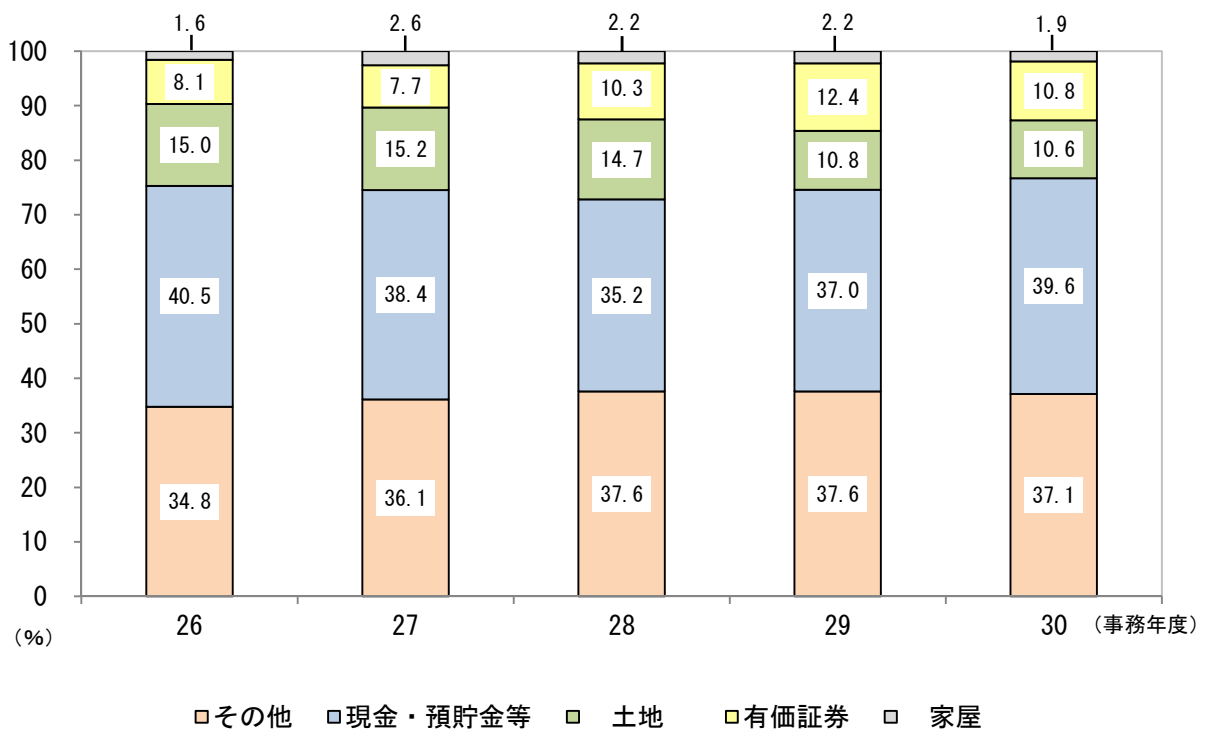
(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。

Ⅲ 参考計表

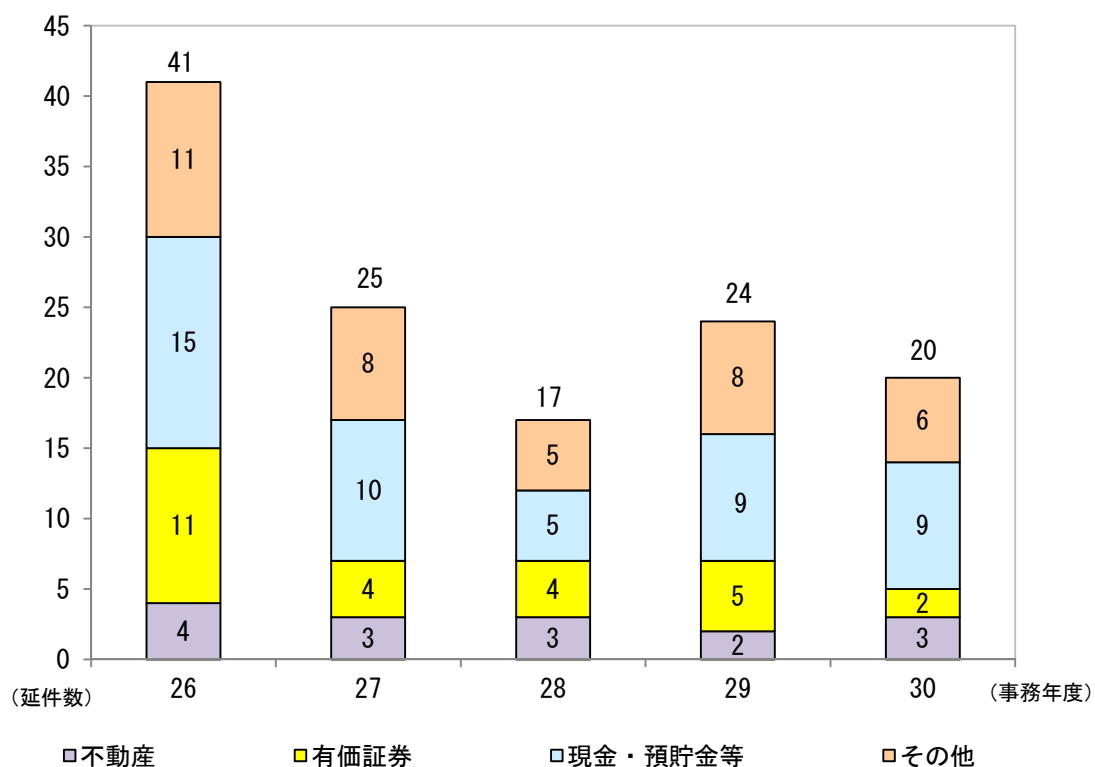
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

